

第6回国保再編・統合推進委員会議事次第

日時：平成15年8月27日（水）14:00～

場所：経済産業省別館1028号会議室

1 開 会

2 議 事

国民健康保険制度に関する学識経験者からのヒアリング

3 閉 会

はじめに

自治法における役割分担

機関に適合した任務割り当て・機関適性

任務自体の要請する規模・構成員によるコントロール・etc.

1 市町村

いわゆる市町村中心主義←市民近接性（真に必要なものの産出，受益と負担の明確化，

住民によるコントロール）

基礎的自治体/総合行政主体としての対住民サービスなど

2 都道府県

広域・連絡調整・補完（・高次）

神奈川県研究会報告から(資料 抜粋)

・福祉行政分野の論点

・検討の視点

・類型 ①非常時に対応する危機管理 ②新しい課題に対する政策の試行的な実施

③受益と負担の広域的な調整 ④地域における利害調整

⑤一体的・総合的な環境保全・土地利用⑥地域経済・地域産業の振興対策

⑦広域的に散在する行政ニーズに対応した対人サービス

⑧対象が市町村域を超えて移動するものの規制⑨公的サービスを担う人材の

育成・活用

・市町村の態様に応じた多様な関係

3 社会保険における役割分担－国民健康保険の場合

【法的な前提】

・応能原則を含んだ社会保障制との理解 強制加入を合憲とした最判昭和 33.2.12

「相扶共済の精神に則り…国民の生活を安定…被保険者は、保険事故を生ずべき者全部とすべきことむしろ当然」

・国民健康保険料についても、租税法律主義が適用ないし準用(札幌高判平 11.12.21)

←拠出と給付との対価性はあるが希薄（あまり決めてにならない）

←民主的なコントロールは必要

【自治という視点】

・「リスクを負うものの自治団体」「被保険者全体が共同してリスクを負担」

フィクションとしての共同体（納付率など）を評価（→市町村？）

【社会保障機能の強化】

被保険者の偏りや高次医療機能への対応（税への接近→広域化？）

双方の機能適正な組み合わせ

以上